

1. CFP®エントリー研修のご案内

- ・ 名 称:平成 18 年度CFP®エントリー研修
- ・ 受講対象者:平成 18 年度第 2 回CFP®資格審査試験以降に全 6 課目合格した者
- ・ 研修受講形態:通信研修+集合研修
- ・ 研修実施日

通信研修	平成 19 年 2 月上旬より
集合研修	平成 19 年 3 月 11 日(日)
	平成 19 年 3 月 18 日(日) (3 月 11 日と 18 日のいずれかをご選択いただけます)

- ・ 研修会場:全国 10 都市
(実施会場はお申し込み者数や借用会場が確定次第お知らせいたします。)

平成 19 年 3 月 11 日(日)	札幌、仙台、東京、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、 福岡、沖縄
平成 19 年 3 月 18 日(日)	東京、名古屋、大阪 (3 月 11 日と 18 日のいずれかをご選択いただけます)

- ・ 研修申込方法:平成 19 年 1 月上旬より「インターネット」または「FAX」
- ・ 研修受講料:10,500 円(税込み)

※ この研修は、「試験」ではありません。

※ この研修は、年 2 回の頻度で実施する予定です。都合により、第 1 回目を受講できない場合は、2 回目以降開催される研修でも受講することができます。ただし受講できる期限は試験合格後より 5 年以内とします。

※ 試験合格後より 5 年以内に受講しない場合は、CFP®全課目合格が無効となります。

● CFP®エントリー研修の内容

- ・ 研修形態:通信研修+集合研修(集合研修は 1 日)
 - ・ 通信研修:6ステップおよびコンプライアンス(テキストDVD付)と添削課題の提出
 - ・ 集合研修:講義とロールプレイング(1 クラス最大 20 名)

《集合研修》予定

時間(予定)	研修内容(予定)
09:30~10:00	CFP®エントリー研修ガイダンス
10:00~11:30	6ステップとコンプライアンス(講義)
11:30~12:30	昼休憩
12:30~17:00	ロールプレイング 1 及び総括
	ロールプレイング 2 及び総括

※ 集合研修の時間および内容は一部変更になる場合があります。

※ 通信研修または集合研修いずれか一方だけの受講は認められません。

※ 通信研修および集合研修の受講をもってエントリー研修が修了となり、研修修了後にAFP認定者としての継続教育単位15単位(全課目)が付与されます。

2. 3年間の実務経験について

実務経験は、試験合格前10年～後5年の間に「通算で3年間」が要件となります。実務経験は「FPの6ステップ」のうちいずれかの経験をしていることが条件となります。なお、実務経験の申告はエントリー研修修了後に会場にて配布する所定の書類にて行っていただきます。それぞれ通算3年以上の実務経験を満たした段階で随時申請書類をご提出いただくことで、CFP®認定の申請となります。詳細はエントリー研修修了後に会場にてご案内致します。

「FPの6ステップ」のうちいずれかの経験

- ステップ1:「顧客との関係確立とその明確化」に係る経験
- ステップ2:「顧客データの収集と目標の明確化」に係る経験
- ステップ3:「顧客のファイナンス状態の分析と評価」に係る経験
- ステップ4:「プランの検討・作成と提示」に係る経験
- ステップ5:「プランの実行援助」に係る経験
- ステップ6:「プランの定期的見直し」に係る経験

次の2つを満たすことを要件とします(業種・職種・雇用形態等によって狭義に定義するものではありません)。

① 「FP学習ガイド」に規定する項目の経験であること

② 「顧客」がいること

- * 「顧客」とは「サービスを提供される者」であって、そのサービスの対価が有料であるか否かは問いません(ボランティアも可)。
- * 自身が直接顧客と接する「フロント業務」だけではなく、「バックオフィス業務」等も含みます。
- * 「年数」とはその経験を「継続的」に行っていた時期をさしますが、その間の経験回数(相談回数等)自体は考慮しません。

● 実務経験に該当する例

(あくまでも一例であり、前述の趣旨を基準として総合的に審査します)

《銀行等の金融機関・保険・証券・不動産ならびに「FP学習ガイド」に規定する項目に関連する企業・団体勤務の場合》

- ・ 営業・渉外部門での顧客対応(窓口・外交)
- ・ 各種商品提案・販売
- ・ 本部営業支援部門での顧客対応支援(本部における支店からの問い合わせ対応等)

- ・ 本部研修部門での所属社員に対するFP分野に関する教育活動

《FP事務所・士業事務所等の場合》

- ・ 自身のFP業、税理士業、公認会計士業、社会保険労務士業、弁護士業、等
- ・ 事務所勤務による顧客対応等の支援・補助

《一般企業の場合》

- ・ 人事・福利厚生部門などにおける「FP学習ガイド」に規定する項目に関する所属社員等への業務上のアドバイス
- ・ 「FP学習ガイド」に規定する項目に関する知識・6ステップを活用した顧客との折衝

《その他》

- ・ ボランティア（無償）として行うFP相談業務（ただし、親族等に対する単発的なものは除く）

※ 証明書類は原則不要ですが、内容を証明する書類の提出を求める場合もあります。

● 実務経験がない場合（みなし実務研修）

みなし実務研修は継続教育研修のひとつであり、日本FP協会が認定している認定教育機関で実施されます。実務経験がない場合は、実務経験として申請できる「みなし実務研修」を受講することにより、それぞれの研修により定められた実務経験年数として申告することができます。また、実務経験の年数が不足している場合など、みなし実務研修を受講することにより、不足している経験年数を補うこともできます。

みなし実務研修経験年数の換算 2時間＝1ヶ月（72時間＝36ヶ月＜3年＞）

※それぞれの研修により定められています。

例) 実務経験がまったくない場合

みなし実務研修 72時間の受講＝3年間の実務経験として申告可

例) 実務経験が1年不足している場合

実務経験 2年＋みなし実務研修 24時間の受講＝3年間の実務経験として申告可

※ 「みなし実務研修」は実務経験をみなすものであるため、集合研修のみとなります（通信研修はありません）。

※ 「みなし実務研修」における最低研修時間は12時間（6ヶ月分）となります。

※ 「みなし実務研修」のセミナー情報はMyページや『FPジャーナル』でご確認いただけます。

※ 「みなし実務研修」の内容や費用は各認定教育機関により異なります。

3. CFP®認定者登録申請

前述2. 3にあります「エントリー研修」および「実務経験」の要件をすべて満たすことにより、CFP®認定者登録申請が可能となります。登録期限は試験合格後より5年以内(平成18年度第2回CFP®資格審査試験合格の場合、平成23年12月31日(消印有効))です。登録期限を過ぎますとCFP®全課目合格が無効となるばかりか、エントリー研修の受講も無効となります。

登録に必要な書類一式は実務経験審査完了後、会報送付先に宅配便でお送り致します。なお、配布しました書類一式は、書式変更等特別な理由がない限り、再発行は行いませんので登録申請時まで大切に保管してください。

● CFP®認定月

CFP®認定月は、登録書類一式を提出した時期によって異なります。以下ご参照ください。

認定月	登録書類受付期間
2007年6月1日認定	2007年4月20日まで受付
2007年7月1日認定	2007年5月20日まで受付
2007年8月1日認定	2007年6月20日まで受付
2007年9月1日認定	2007年7月20日まで受付
2007年10月1日認定	2007年8月20日まで受付

※ 登録申請書類に不備があった場合には、認定月に変更が生じる場合があります。

CFP®、CERTIFIED FINANCIAL PLANNER®およびサーティファイド ファイナンシャル プランナー®は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd. (FPSB)の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。
AFFILIATED FINANCIAL PLANNER®、アフィリエイテッド ファイナンシャル プランナー®は、NPO法人日本FP協会の登録商標です。